⑮　母子保健ＤＸに係るシステムの運営体制等の構築等

国及び関係者と連携し、電子版母子健康手帳の普及を含めた母子保健ＤＸの全国展開に向け、業務要件とシステム要件を整理した上で、システム開発を進めるとともに、サービスの運営体制、請求支払事務運用体制の構築等を行う。またＰＭＨ（母子保健）については、方針・時期等の調整を行った上で、デジタル庁から国民健康保険中央会に移管する。

⑯　自治体検診情報の連携に係るシステムの運営体制等の構築等

国及び関係者と連携し、2029年度以降の自治体検診事務のデジタル化の全国展開に向け、業務要件とシステム要件を整理した上で、システム開発を進めるとともに、サービスの運営体制、請求支払事務運用体制の構築等を行う。また、ＰＭＨ（自治体検診）については、方針・時期等の調整を行った上で、デジタル庁から国民健康保険中央会に移管する。

⑰　医療扶助に係る各種医療ＤＸサービスの効果的な活用に向けたシステムの改善

生活保護制度の医療扶助について、厚生労働省におけるオンライン資格確認に係る事務簡素化や利用促進、要否意見書のオンライン化に向けた検討を踏まえ、各種医療ＤＸサービスの効果的な活用に向けたシステムの改善を進める。

⑶　医療等情報の二次利用

①　ＮＤＢにおける仮名化情報の利用・提供

現在、国から委託を受けて運用を行っているＮＤＢの業務に加え、令和７年医療法等一部改正法に基づく仮名化情報の利用・提供等について、個人情報の保護の観点も踏まえつつ、安定的な運用を実施する。

②　電子カルテ情報データベースの運用

国から委託を受けて運用を行う予定である電子カルテ情報データベースの運用開始に向けて、そのシステムの運用に必要な体制等を整備し、2028年度以降、当該システムの運用・保守に係る業務を行う。

③　公的ＤＢ等の情報連携基盤の運用等

公的ＤＢ等の情報連携基盤の運用開始に向けて、そのシステムの運用に必要な体制等を整備し、2028年度以降、当該システムの運用に係る業務を行うとともに、当該システムの利用を前提とした公的ＤＢ等の利用申請の受付や申請に対する審査等の一元的な実施に関し、国と連携して、その業務の一部を行う。

④　履歴照会・回答システムの運用

被保険者番号の履歴情報を活用し、公的ＤＢ間で正確な連結に必要な情報を提供する仕組みの安定的な運用を行う。

⑤　保険者のデータ利活用支援

国の委託を受けて行う健康スコアリングレポートの作成・提供やデータヘルス・ポータルサイトの運用及び保険者等からの照会対応を通じて、保険者による加入者の健康課題の把握や保健事業の推進を支援する。また、レセプト・健診情報等を活用した分析結果の提供や、保険者によるデータヘルス計画の実施・評価を支援するための情報基盤の安定的な運用を行う。

3　医療情報化推進業務の運営の効率化に関する事項

⑴　効率的・効果的な組織運営の推進

①　適切な業務執行体制の構築

医療ＤＸサービスを医療機関等に効率的・効果的に提供するため、医療情報化推進担当理事（ＣＩＯ）や国民健康保険関係者の参加の下、運営会議の議決等に基づき業務を執行するための体制を構築する。

②　システム間の整合性確保のための業務運営体制の整備

医療ＤＸ関連システムにおいて、システム間の整合性の確保を図るため、各システムの担当部署間の連携の強化など、適切な業務運営体制を整備する。

⑵　システムに係る調達の最適化

最適なクラウドサービスの利用選択、運用保守業務の効率化等を通じて、医療ＤＸサービスに係るシステム調達の最適化を図る。

⑶　ＡＩ等の先端技術の利活用による業務の効率化及び高度化

急速に進展するデジタル技術動向を踏まえ、ＡＩ等の先端技術の利活用について積極的に検討を行い、定型的業務の省力化やシステム開発・運用業務の高度化を通じて、医療ＤＸサービス全体の効率化及び高度化の両立を図る。

4　その他医療情報化推進業務の運営に関する重要事項

⑴　人材の育成及び確保

医療ＤＸサービスを担う人材の重要性を踏まえ、データ分析、ＩＴやＡＩ等の先端技術等に関する専門性を有する人材の育成及び確保を計画的に進めることにより、技術発展や環境変化に対応できる組織能力の維持・向上を図る。

⑵　情報セキュリティ対策及び個人情報保護

①　情報セキュリティ対策の徹底

医療ＤＸサービスにおいて取り扱う情報の重要性を踏まえ、情報セキュリティ対策に関する取組を適切に実施する。

②　組織的な安全管理対策の推進

医療ＤＸサービスを安全に、かつ安心して提供できるよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令や国のガイドライン等に即したリスク管理を行うなど、組織的に安全管理対策を推進する。

⑶　国民や医療関係者等に向けた情報提供や情報共有の充実

①　国民への情報公開や情報発信

医療ＤＸサービスに関する国民の理解の醸成を図るため、サービスの趣旨、内容、取組状況等について、分かりやすい情報公開及び情報発信を行う。

②　医療機関・薬局や保険者等との情報共有

医療ＤＸサービスの円滑な提供に資する環境を整備するため、医療機関・薬局や保険者等との情報共有の充実を図る。

第４　医療情報化推進に関し、医療提供体制の確保に関する基本方針及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針との整合性の確保に関する事項

医療情報化推進は、医療等サービスの安定的な供給、サービスの質の向上、制度の持続可能性の確保等により、医療提供体制の確保や介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に寄与するものである。このため、医療情報化推進に関して取り組むべき事項については、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の３第１項に規定する基本方針及び介護保険法（平成９年法律第123号）第116条第１項に規定する基本指針との整合性を確保しつつ、取り組むものとする。

第５　その他医療情報化推進に関し必要な事項

医療情報化推進に関して取り組むべき事項が確実に実施されるよう、取組の進捗状況を定期的に確認し、第１の1⑴の政策的意義に照らした政策効果の検証を行うとともに、デジタル技術の進歩の状況等も踏まえつつ取組の充実・強化を図り、必要に応じて、本方針の対象期間中においても方針の見直しを検討する等のフォローアップを行う。